

特記仕様書

富山県立大学グラウンド（サッカー場）改修工事

第1条 一般

この特記仕様書は、「土木工事共通仕様書(富山県土木部)平成27年10月」第1編共通編1-1-1-2第6項に基づき、当該工事に必要な事項について定めるものとする。

第2条 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うものとする。

- ①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ②工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

前項の期間を確認する必要がある場合は、書面によることとする。

第3条 下請関係の適正化

本工事を下請けに付す場合は、「建設工事の下請関係の適正化に関する留意事項」を厳守すること。

第4条 「不採用調書」の提出

受注者は、工事の施工に関する下請契約において県内企業を採用しない場合及び工事で使用する建設資材について県内地場産品を採用しない場合は、あらかじめ、「下請契約における県内企業及び県内地場産品の不採用調書」を監督員に提出しなければならない。

第5条 工事特性・創意工夫・社会性等の実施

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに「富山県請負工事成績評定要領」第4第7項に定める様式により提出することができる。

第6条 照明施設、看板類の設置

照明施設、看板類、ガートパイプ等の使用材料、設置位置等の詳細については監督員と協議するものとする。

第7条 安全対策

工事の施工にあたっては必要に応じて交通誘導警備員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工するものとする。

第8条 工事全般

本工事の施工にあたり、下記の事項に特に留意すること。

- (1) 本工事の施工において監督員と工程、工期等の連絡調整等を密にして行うこと。
- (2) 交通規制を実施する際は、事前に所轄警察署と協議し、迂回路および案内標示等について承諾を得なければならない。
- (3) 本工事において歩道乗入れ部等の施工の際には地下埋設物を確認して作業を進めるものとする
- (4) 駐車場区画線の配置について区画線施工前に監督員と協議するものとする。

第9条 建設リサイクル法の対象建設工事

本工事は、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(以下建設リサイクル法という)の対象建設工事であり、特定建設資材について分別解体等及び再資源化等を実施するものとする。

2 受注者は、建設リサイクル法12条に基づき、施工計画書に以下の内容を明記し、監督員へ説明するものとする。

第10条 その他

その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。